



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025年9月1日

No.IDA_024

「仲裁判断の修正」に関するインド最高裁の判決

執筆者：弁護士 [丹生谷 美穂](#)

外国法事務弁護士（インド法） [アシッシ・ジェジュルカール](#)

弁護士 [湊 健太郎](#)

概要

インド最高裁判所は、2025年4月30日、仲裁判断の修正に関する重要な判決を下しました。この判決は、裁判所が仲裁判断を事後的に修正する権限を有するか否かについて、最高裁判所として統一した見解を示したものです。これにより、仲裁を利用する日本企業も仲裁判断後の裁判所による介入の可能性について一定の予見を得られるようになったと言える一方で、裁判所による介入が拡大する危険も孕んでおり、今後の実務動向に注視が必要です。

1. はじめに

インドでは、訴訟手続の遅延等を理由に、紛争解決手続として訴訟よりも仲裁が選択されることが多くあります。インド企業と取引をする日本企業も、契約書において仲裁条項を規定することが標準的な実務となっています。このような仲裁に関して、インド最高裁判所は2025年4月30日、女性従業員と雇用主であるIT企業との係争事案（以下、「本事件」¹といいます）において注目すべき判決を下しました。この判決は、「裁判所は仲裁判断を事後的に修正する権限を有するか」という、判例上も見解が分かれていた論争について、統一した判断を示したところに、実務上、大きな意義があります。他方で、この判決によっても解決されない問題が残っており、インド企業と取引をする日本企業においては、引き続き、今後の裁判所の動向への注視が必要となっています。以下では、本判決の内容と今後の展望について説明します。

¹ インドでは当事者名によって訴訟事件を特定・表示しますが、本稿では編集部都合で事件名を伏せています。

2. 問題の背景

仲裁は、訴訟に代替する紛争解決手段です。訴訟は、国家機関たる裁判所が紛争を裁定する手続ですが、仲裁は、紛争当事者が自ら仲裁人（民間人）を選任し、そうして選任された仲裁人から構成される仲裁廷が仲裁判断を下す手続です。仲裁判断は、紛争当事者を法的に拘束する効力を有します。勝訴当事者は裁判所に執行の申立てを行うことによって、敗訴当事者の財産に対して強制執行することができます。

仲裁廷が下した仲裁判断には、不服申立てはできません。1996年仲裁・調停法（The Arbitration and Conciliation Act, 1996）」（その後の改正を含みます）が規定している一定の事由がある場合に限り、裁判所によって取り消され得ます（第34条2項）。ここでのポイントは、「仲裁判断の取消」という方法による裁判所の介入は、同条が規定する一定の事由がある場合に限定されている点です。このように、仲裁では、裁判所による介入を限定的なものにとどめることにより、迅速な紛争解決が可能となっています。とりわけインドでは膨大な訴訟件数に起因して訴訟手続の遅延が顕著なので、迅速かつ費用対効果の高い仲裁は紛争解決手段として重要な位置を占めています。

インドにおける仲裁を巡っては、従前より、仲裁廷が下した仲裁判断を裁判所が事後的に「修正」することができるかが大きな論点になっていました。仲裁判断の「取消」と「修正」の違いは、「取消」であれば、仲裁判断が無に帰すことになる²のに対して、「修正」であれば、仲裁判断の一部が書き換えられることになるものの、仲裁判断自体は存続します。インドの「1940年仲裁法（The Arbitration Act, 1940）」（旧仲裁法）では裁判所が仲裁判断を修正する権限を有する旨の明文がありましたが、現行の1996年仲裁・調停法にはそのような明文規定はありません。この点に関するこれまでの最高裁判所の判例は分かれており、ルールが不透明な状況となっていたため、統一的な判断の明示が待たれていました。

裁判所が仲裁判断に修正を加えることができれば、裁判所による介入を招きます。それだけでなく、仲裁で敗れた当事者が裁判所に仲裁判断の修正の申立てを行い、仲裁判断の執行を遅延させることが可能となってしまう、迅速に紛争を解決するという仲裁のメリットが大きく減じられることに至りかねません。このことから、裁判所が仲裁判断に修正を加えることができるか否かは、実務的に重要な意味を持っています。

以上のような背景事情の下、インド最高裁判所は、2025年4月30日、本事件において、この点について判断を下しました。以下では、まず事案の概要を概観した後、判決の内容を説明します。

3. 本事件の概要

IT企業であるA社の従業員であったB氏は、2006年4月27日、A社の副社長に任命されました。しかし、およそ3 カ月後に、A社のCEO（最高経営責任者）によるセクシャルハラスメントを告発し、それを理由に辞職の申し出を行いました。しかし、辞職は認められず、1年後に解雇通知を受けました。

その後、B氏はCEOらに対し、「1860年インド刑法典（The Indian Penal Code, 1860）」および「タミルナド州の女性に対するハラスメント禁止法（1998年）（The Tamil Nadu Prohibition of Harassment of Women Act, 1998）」に基づく罪で刑事告訴を行いました。他方、A社もB氏に対し、名誉毀損と恐喝の罪で刑事告訴を行いました。最終的に、両当事者が最高裁判所まで上告したとこ

² ただし、インド国外の外国・地域において、当該国・地域の裁判所の裁量により、インドで取り消された仲裁判断に基づいて執行することは可能です（ニューヨーク条約（Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards（New York, 1958））第5条1項本文および（e））。

ろ、最高裁判所は本件を仲裁に付託しました。付託を受けた仲裁廷は、審理の結果、A社に対し、B氏への2,000万ルピーの賠償金の支払いを命じる仲裁判断を下しました。

この仲裁判断に対してB氏は、自らが提起していた論点の一部を仲裁廷が検討し損ねていたことを理由として、マドラス高等裁判所に仲裁判断の取消を求めました。

2014年9月2日、マドラス高等裁判所の単独裁判官による判決は、仲裁判断を修正し、仲裁廷が認容した2,000万ルピーに加えて、1,600万ルピーの賠償金の支払いを命じました。

その後、A社からの上訴を受けたマドラス高等裁判所の合議体裁判所は、2019年8月8日、単独裁判官による判決をさらに修正しました。この判決では、原審が追加の賠償金の支払いを命じた点は正しいとしながらも、認容した賠償金額に算術的論理が欠如していたとしました。そして、原審が認定した賠償金の額は「過大で過酷」とあり、追加賠償金を1,600万ルピーから5万ルピーへと減額しました。

これに対して、B氏は特別上告の許可申立てを行い、インド最高裁判所に上告しました。

Sanjiv Khanna最高裁判所長官を裁判長とする5人の裁判官から構成された合議体は、2025年2月13日に審理を開始し、3日間の口頭弁論を経て、同年4月30日に判決を下しました。

4. 最高裁判決の内容

最高裁判所は4対1の多数意見で、「裁判所は仲裁判断を修正する限定的な権限がある」と判示しました。なお、この多数意見に対しては、Viswanathan裁判官による129ページにわたる反対意見が付されています。

多数意見は、1996年仲裁法や他国・地域（英国、フランス、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、ブルネイ、フィリピン、スリランカ、ケニア、南アフリカ）における立法状況を検討した後、裁判所は仲裁判断に対して限定的に介入（修正）する権限があるとし、そのような修正が可能であるのは、以下の状況が存在する場合であると判示しました。

- (i) 仲裁判断が分離可能である場合に、無効な部分を有効な部分から分離する場合
- (ii) 記録の文面上、過誤であることが明白な、事務的な過誤、計算上の過誤、または誤記による過誤を是正する場合
- (iii) 仲裁判断が下された後に付される利息を修正する場合
- (iv) 「完全な正義」を実現するために必要である命令を下す権限を最高裁判所に認めている「インド憲法（Constitution of India）」142条に基づく場合。なお、この権限は、憲法上の権限の範囲内において、細心の注意と慎重さをもって行使されなければならない。

以上の場合以外については、裁判所は仲裁判断を修正することはできず、① 仲裁判断を取り消すか、② 仲裁廷に差し戻すか、のいずれかを行わなければなりません。

5. 判決の意義と今後の展望

以上のとおり、インド最高裁判所の多数意見は、裁判所が仲裁判断を限定的に修正する権限を有する旨を判示した上で、修正が認められる場合を明示した点で、実務上、大きな意義を有します。こ

の事件は、インド人とインド企業との間のインドでの紛争であって、インド国内の仲裁事案でした。しかし、判決中に国際的な仲裁事案における判決が引用されていることからすれば、今般の最高裁判決は国際仲裁の場合にも同様に妥当すると考えられます。冒頭で述べたとおり、仲裁判断の修正に関しては従前の最高裁判例の立場が分かれていたので、このたび、最高裁判所が統一的な判断を下したことで、一応の決着を見たと言えます。仲裁を利用する日本企業としては、仲裁判断後の裁判所による介入の可能性について、一定の予見可能性を得られるようになったと言えます。

他方で、今回の判決の中で、「完全な正義」を実現するためにインド憲法142条に基づく場合には裁判所は仲裁判断を修正することができる旨が改めて明示された点は、依然として懸念事項として残ったと言えます。多数意見でも、この権限は細心の注意と慎重さをもって行使しなければならないとされており、濫用の懸念は意識されていると言えます。しかし、もし今後、裁判所がこの権限を積極的に発動することになった場合には、仲裁が有する裁判所からの独立性（により可能となる迅速な解決）が大きく毀損されることになりかねません。また、敗訴当事者が、裁判所に仲裁判断の修正の申立てを行うことにより、紛争の解決を意図的に遅延させるという戦術をとることも可能になってしまいます。その意味で、本判決によっても、法的な不確実性が完全に解消されたとは言えません。

2024年に公表された1996年仲裁法の改正案（The draft Arbitration and Conciliation（Amendment） Bill, 2024）には、仲裁判断の修正に関する規定は含まれていないので、立法的解決は期待できず、この点は裁判所による実務運用に委ねられることになると予想されます。インド企業と取引をする日本企業においては、インドの裁判所が今回の最高裁判決を受けて、今後、仲裁判断の修正に関してどのような運用を行っていくかを注視することが必要です。

アジアプラクティスチームの最新情報 *2025/9/1時点

ホーチミンオフィスLinkedInにて掲載中

[\[Vietnam Legal Update on LinkedIn\]](#)

[“Vietnam’s Personal Data Protection Law: Essential Updates for Businesses”](#)（2025年7月31日）

ニューズレター

台湾 : 「[台湾国家安全法と国家核心重要技術](#)」（2025年8月26日）

インドネシア : 「[インドネシアの土地収用システムについて](#)」（2025年8月25日）

ベトナム : 「[ベトナムにおける新たな事業手続き枠組みの導入](#)」（2025年8月1日）

執筆者

弁護士 [丹生谷 美穂](#)（パートナー、東京弁護士会）

Email: miho.niunoya@aplaw.jp

外国法事務弁護士（インド法） [アシッシ・ジェジュルカール](#)（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: ashish.jejurkar@aplaw.jp

弁護士 [湊 健太郎](#)（パートナー、東京弁護士会）

Email: kentaro.minato@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム

Email: jpg_india@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所弁護士法人）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階



ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpernTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street, Sai Gon
Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

